健康保険被扶養者の認定に関する説明の改善をあっせん

総務省茨城行政評価事務所に、次の行政相談が寄せられましたので、関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：松尾邦弘弁護士　元検事総長ほか委員６名）で検討した結果を踏まえて、平成 23 年１月 19 日、日本年金機構に対し、健康保険の被扶養者の認定について、分かりやすく説明できるようにするための措置を講ずるようあっせんします。

（相談要旨）

私の政府管掌健康保険（現在は、全国健康保険協会管掌健康保険）の被扶養者であった妻の年収が 130 万円前後であったことから、扶養の認定に関して、社会保険事務所（現在は、日本年金機構年金事務所。）に相談したところ、年収が 130 万円を超えた時点で扶養からはずれ国民健康保険に加入することとなるとの説明であった。

このため、妻が勤務日数の調節をせず勤務していたところ、年収が 130 万円を超え、結果的には８か月遡って私の扶養からはずれることとなってしまった。年金事務所の不十分な説明に納得できない。

制度の概要と現状

（1）健康保険の被扶養者の範囲

主として被保険者の収入で生計を維持している 75 歳未満（後期高齢者医療の被保険者とならない）の人で、配偶者や子、孫等の条件に照らし合わせて認定されています。

（2）「主として被保険者の収入で生計を維持している。」状態とは

被扶養者として認定されるための条件の一つである「主として被保険者の収入で生計を維持している。」状態とは、①年収が130万円未満である、②別居の場合は仕送り額で判断する、③60歳以上の人は年収180万円未満となるなどの場合ですが、あくまで目安であり、機械的に一律に適用されるのではなく、世帯の生計状況から総合的に考えて、実情に応じた認定を行うこととされています。

（3）「年収」とは

被扶養者認定に関する認定基準については、日本年金機構が策定している業務マニュアルにおいて、「認定基準における年収とは、過去における収入のことではなく、扶養の事実が発生した日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。雇用保険の給付を受ける場合の扶養認定では、年収基準である130万円を360日で除した額を日額基準として判断する（日額3,611円以下）。」と記載されており、職員はこの基準等を参考に説明しています。

当局の調査結果

（1） 日本年金機構北関東・信越ブロック本部では、茨城行政評価事務所への相談内容を踏まえ、平成 22 年８月に「被扶養者の認定について」と題した事務処理に関する指示依頼を発出していましたが、この指示依頼は同ブロック管内の事務所にのみ周知されているにすぎませんでした。

（2） 業務マニュアルには日額基準額(3,611 円以下。)は示されているものの、年収基準 130 万円を 12 月で除した月額基準額（10 万 8,333 円以下。）が明示されていませんでした。

（3） また、日額や月額に変動が大きい場合の対応方法が明示されていませんでした。

（4） 申出のように、遡及して被扶養者の認定が取り消されることがあるのかどうかがあいまいになっていました。

以上の状況から、事務所の職員が相談者に説明する際に使用する業務マニュアルの記載としては、不十分なものであると認められました。

（あっせん等の要旨）

日本年金機構は、事務所職員が業務マニュアルを調べれば、健康保険の被保険者や被扶養者に対し、健康保険被扶養者の認定について必要事項を十分に説明できるよう、例えば、以下の事項について明記するなど、業務マニュアルの記載内容の充実を図ることが必要である。

① 被扶養者認定における収入要件については、日額基準(日額 3,611 円以下。)に加え、年収基準である 130 万円を 12 か月で除した額を月額基準（月額 10 万 8,333 円以下。）として判断すること

② 事務所職員が被扶養者の状況を承知することは困難であるが、事業主や被保険者からの相談内容の中で、上記日額・月額基準額を超過している状態が継続している場合などには遡及して被扶養者認定の取消しがあり得ること

③ 給与月額や日額が大きく変動する場合の取扱いに関すること



【連絡先】関東管区行政評価局総務部　首席行政相談官室
電　　話：０４８－６００－２３１３